

VI 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成 25 年の刑法犯認知件数を犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）で比較すると、札幌市は 20 政令指定都市中 11 位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数（平成 25 年）

市名	人口 (H25.12.1 現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,937,769	10.02	11	19,423	109	1,005	12,932	577	529	4,271
仙台市	1,069,807	9.56	12	10,231	44	540	7,526	416	108	1,597
さいたま市	1,253,093	11.69	10	14,643	79	781	10,942	321	139	2,381
千葉市	964,595	14.78	5	14,255	70	659	11,199	369	84	1,874
川崎市	1,449,944	7.78	20	11,287	68	820	8,677	442	104	1,176
横浜市	3,703,852	8.19	18	30,323	183	2,356	22,516	1,261	273	3,734
相模原市	721,221	9.03	15	6,515	32	395	5,070	227	53	738
新潟市	810,117	9.52	13	7,709	31	451	5,551	279	47	1,350
静岡市	709,526	8.63	17	6,121	25	303	4,666	193	43	891
浜松市	812,436	7.85	19	6,374	43	323	4,647	260	50	1,051
名古屋市	2,272,381	17.32	3	39,350	188	1,600	28,973	958	276	7,355
京都市	1,470,730	14.50	6	21,326	91	918	16,428	531	208	3,150
大阪市	2,683,966	23.55	2	63,213	505	3,348	49,104	2,026	717	7,513
堺市	841,109	24.38	1	20,507	102	617	16,187	408	193	3,000
神戸市	1,540,474	13.03	8	20,071	106	1,446	14,253	615	173	3,478
岡山市	713,774	13.27	7	9,471	27	542	7,246	267	70	1,319
広島市	1,184,049	8.84	16	10,472	84	696	7,129	435	127	2,001
北九州市	967,877	12.78	9	12,372	95	704	8,752	434	200	2,187
熊本市	739,554	9.24	14	6,830	23	441	5,418	158	62	728
福岡市	1,509,239	15.50	4	23,399	105	868	18,206	500	295	3,425

Ⅶ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

（犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会）

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

専	門	委	員	報酬日額	12,500円
---	---	---	---	------	---------

」

を

「

犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員					
専	門	委	員	報酬日額	12,500円

」

に改める。

Ⅷ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

札幌市条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

区札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号)第13条第8項の規定に基づき、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し学識経験を有する者
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し知識及び経験を有する者
- (3) 事業者
- (4) 公募した市民
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項第4号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

平成27年3月発行

市政等資料番号	01-C01-14-2320
関係部局保存期間	5年

編集・発行 札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011)211-2252